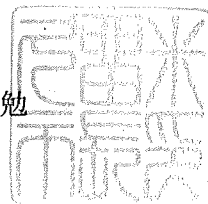




2 介保第 170 号
令和 2 年 4 月 13 日

一社) 小郡三井医師会
会長 島田 昇二郎 様

久留米市長 大久保 勉
(介護保険課)



久留米市における新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて

日頃から、久留米市の介護保険事業に多大なるご協力を賜り感謝申し上げます。

この度、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言を受けて、当市では、感染拡大防止を図る観点から当面の間、下記のとおり対応いたします。

会員の皆様への周知について、ご配慮くださいますようお願いいたします。

御多忙中とは存じますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1 要介護認定有効期間延長の運用

【対象者】

要介護認定「更新」(新規および変更を除く)が必要な方

(1) 入院、入所中の方は、調査は行わず有効期間を 12 か月の範囲内で延長いたします。

※病院・施設の面会禁止に関わらず一律延長

(2) 在宅者も原則、調査は行わず一律 6 か月の範囲内で延長いたします。

訪問調査を行いませんので、主治医意見書の依頼もございません。

但し、訪問調査の要望・依頼があった場合は訪問調査を実施いたします。

2 認定審査会

(2) 対面審査を書面審査に変更

4 月 16 日 (木) から

問い合わせ
久留米市介護保険課
認定チーム
TEL 0942-30-9205
FAX 0942-36-6845

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 古川哲也
会長 島田昇二郎